

品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム 大井林町倶楽部 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第1390900221号)

当事業所は利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」または「要支援」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目次 ◆◆

1、事業所の概要	P 1
2、当事業所が提供するサービス	P 3
3、利用料金等	P 5
4、サービスの利用の中止、変更、追加等	P 6
5、苦情の受付	P 6
6、事故発生時の対応	P 7
7、緊急時の対応	P 7
8、火災等非常災害時の対応	P 7
9、運営推進会議の設置	P 7
10、協力医療機関	P 8
11、利用に関する留意事項	P 8
12、家族懇談会の実施	P 8

1. 事業所の概要

(1) 事業者

- | | |
|---------|------------------|
| ① 法人名 | 社会福祉法人 さくら会 |
| ② 法人所在地 | 東京都品川区南大井5-19-1 |
| ③ 電話番号 | 03-5753-3900(代表) |
| ④ 代表者氏名 | 理事長 前田 武昭 |
| ⑤ 開設年月日 | 平成12年4月1日 |

(2) 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| ① 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| ② 事業の目的 | 利用者が住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、利用者に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供します。 |
| ③ 事業所の名称 | 品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム
大井林町倶楽部 |
| ④ 事業所の所在地 | 品川区東大井4-9-1 |
| ⑤ 電話番号 | 03-5495-7081 |
| ⑥ 管理者氏名 | 和嶋 美幸 |
| ⑦ 当事業所の運営方針 | ア、当事業所において提供される介護サービス及び介護予防サービスは、介護保険法令並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨並びに内容に沿ったものとします。
イ、利用者が住み慣れた自宅で出来る限り安全に自立した状態で暮らし続けられるよう、基本的な生活動作を整えるための「生活リハビリ」の提供に努めます。
ウ、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、利用者の希望、心身の状況、その置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせます。そのことにより、利用者とそのご家族が安心して暮らし続けていくことを支援します。 |
| ⑧ 開設年月日 | 平成24年 6月 1日 |
| ⑨ 営業時間 | 午前7時～午後8時（通い基本部分） |
| ⑩ 登録定員 | 25名（通いサービス定員：15名）
（宿泊サービス定員： 5名） |

- ⑪ 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室となります。(利用者の処遇上必要と認められる場合を除く。)
 その他ご不明な点は、担当者にご相談ください。

居室・設備の種類	部屋数	備考
個室	5	洋室4、和室1
食堂・居間・台所	1	生活機能訓練 バリアフリー カウンターキッチン
浴室	2	機械浴室1室 浴室1室
事務室	1	
トイレ	2	洋式
消防設備		スプリンクラー 自動火災報知器
その他		洗濯室 和室

(3) 事業実施地域及び営業時間

- ① 通常の事業の実施地域
 ◎品川区 東大井 南大井地域
 ※上記以外の地域の方も状況によっては、ご利用いただけます。
- ② 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	午前7時～午後8時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	午後8時～午前7時

(4) 職員の勤務体制

職種	勤務体制
1、管理者	勤務時間：8：30～17：30
2、介護支援専門員	勤務時間：8：30～17：30
3、介護職員	主な勤務時間：8：30～17：30 夜間の勤務時間：17：00～9：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します
4、看護職員	勤務時間：8：30～17：30

2. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、利用者に対して次のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス
(利用料金が介護保険から給付される場合)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス
(利用料金の全額を利用者に負担していただく場合)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、『各ご利用者の負担割合に応じた』金額になります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

・小規模多機能型居宅介護計画 (介護予防小規模多機能型居宅介護計画) について

小規模多機能型居宅介護サービス (介護予防小規模多機能型居宅介護サービス) は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を的確に捉えて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために利用者との協議の上で小規模多機能型居宅介護計画 (介護予防小規模多機能型居宅介護計画) を定め、またその実施状況を評価します。

計画の内容及び評価、結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を利用者の有する能力を活かしながら提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助などお手伝いをします。
- ・利用者一人ひとりの自宅での食事の様子・時間に配慮し、必要な動作の支援やお手伝いをします。

- ・生活リハビリの一環として、メニューを職員と一緒に考えるところから始め、必要な材料を地域の商店へ買い物に行き、調理を行います。その際、職員もお手伝いいたします。
※食事代は別途いただきます。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗身や洗髪等の介助を行います。
- ・身体状況に合わせて機械浴で対応します。
※入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

利用者の心身の状況に応じて、適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についてもお手伝いします。

④ 機能訓練

利用者の心身の状態に適した機能訓練を行い、一人ひとりの自宅での生活を常に捉えつつ、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
※材料費が必要な場合、別途いただくことがあります。

⑤ 健康チェック

血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、日常生活に必要なお手伝い、機能訓練等を行います。
- ・訪問サービス実施のために必要な備品等（水道、電気、ガスを含む）は、利用者の負担とさせていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたり、医療行為はいたしません。

ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、日常生活上のお手伝い、機能訓練等を行います。
※宿泊費及び必要な食事代は別途いただきます。
※宿泊サービスの利用は任意です。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条5項参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ 宿泊にかかる費用
- ・ 利用者が自ら選択する特別な食事の提供に関する食事代（行事食や外食等）
- ・ レクリエーション、クラブ活動等の材料費（参加された場合）
- ・ 行事等参加費（利用者もしくはその家族の選択により地域行事等に参加した際にかかる費用）
- ・ おむつをご利用されている場合は、当事業所で準備し使用したおむつの費用（自宅からの持参がなかったか、使用し、なくなってしまった場合）

合)

※経済状況の著しい変化や、その他やむを得ない事由がある場合、利用料金を変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明いたします。

3. 利用料金等（利用料金表は別紙参照）

(1) 通い・訪問・宿泊（介護費用分）

- ・ 利用料金は1ヶ月ごとの定額（包括費用）です。要介護度ごとに金額（単位）が異なりますので、ご注意ください。
- ・ 月ごとの定額（包括費用）ですので、利用者の体調や状態変化等により小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または、多かった場合であっても日割り計算による割引または増額はいたしません。
- ・ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて、日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは下記のことを指します。

登録日 …… 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・

訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。

登録終了日 …… 利用者当事業所の利用契約が終了した日。

(2) 加算（詳細については別紙参照）

(3) 利用料金の支払い方法について

サービス利用料金については当月の1日から末日までを1ヶ月ごとに計

算して、翌月の20日前後に「利用料金請求書」を郵送にて送付します。その後、26日頃に指定の金融機関の口座から自動引き落としします。

※「指定の金融機関」については別紙の「預金口座振替依頼書」に署名いただき、通帳と同じ届け印を捺印のうえ、提出してください。

－5－

4. サービスの利用の中止、変更、追加等

小規模多機能型居宅介護サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）は、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）

に定められた内容を基本としていますが、利用者の日々の様態や希望等を考慮

し、適時適切に各サービス（通い、訪問、宿泊）を組み合わせ提供するものです。

- (1) 利用予定日前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合、サービス実施日前日までに事業所に連絡をお願いいたします。
- (2) 「介護保険の対象となるサービス」については、利用料金は1ヵ月ごとの定額（包括費用）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料金は変更されません。
- (3) サービス利用の変更、追加の申し出に対して事業所の稼動状況により契約者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合があります。その場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議させていただきます。
- (4) 利用予定日を何らかの事情でキャンセルする場合、下記に従いキャンセル料金が発生致します。
 - ・通いのサービスにつきましては、夕食を申し込んでいた方に限り、当日の13時までにご連絡頂けなかった場合には、夕食代相当のキャンセル料金が発生致します。
 - ・泊りのサービスにおいて、前日の13時までにご連絡が頂けなかった場合には、夕食代相当のキャンセル料金が発生致します。

5. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は次の窓口で受け付けます。

- ① 苦情相談窓口 管理者
- ② 受付時間 8時30分～17時30分
- ③ 電話番号 03-5495-7081

※ 担当者が不在の場合、当事業所の職員が承り担当へ申し送ります。

—6—

(2) 行政機関、その他の苦情受付機関

介護保険法令に従い、品川区及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

① 品川区福祉部高齢者福祉課 支援調整係	所在地 品川区広町2-1-36 電話番号 03-5742-6728 受付時間 月曜～金曜 9時～17時
② 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部相談指導課相談窓口担当（10階）	所在地 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0177 受付時間 月曜～金曜 9時～17時

6. 事故発生時の対応

(1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに品川区、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

(2) 事業者は利用者に対する介護サービスの提供に当たって、事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償し
ます。

7. 緊急時の対応

事業者は、利用者が急病またはケガにより診断、治療が必要となった場合は、利用者の主治医又は協力医療機関において速やかに治療が受けられるよう、必要な措置を講じます。

8. 火災等非常災害時の対応

火災等の非常時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、年1回実施する避難訓練は、利用者も参加していただきます。

また、風水害、地震等の災害に対処するための防災計画を定め、年に1回以上の避難訓練や救出訓練等を実施します。

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しております。

-7-

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本とします。また、病状の急変等に備えて次の医療機関と連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

財団法人河野臨床医学研究所

附属第三北品川病院

(所在地) 品川区北品川3-3-7

(TEL) 03-3474-1831

斎藤歯科医院

(所在地) 品川区東大井3-1-4

(TEL) 03-3763-3200

11. 利用に関する留意事項

- (1) 当事業所のサービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

- (2) 所持金品は、自己の責任で管理してください。但し、要望があった
場合、事業所職員が管理させていただきます。
- (3) 事業所内での宗教活動や政治活動などの迷惑行為はご遠慮下さい。
- (4) 事業所の設備や器具は、本来の用法等を守りご使用下さい。万一
破損等が生じた場合、弁償していただく事があります。
- (5) ペットの持ち込みや飼育等をご遠慮下さい。

12. 家族懇談会の実施

大井林町倶楽部では、日々の活動報告、ご家族様同士の情報交換や交流の場として、また法令で定められた運営推進会議に関する事項の協議・報告の場として、定期的に家族懇談会を実施致します。

－8－

_____年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム 大井林町倶楽部

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス（指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）の提供開始に同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所 _____

(続) 氏名 _____ 印